



## 『司法書士登録を返上して』

和田 陽

司法書士には定年はないが、さすがに寄る年なみと言うのでしょうか、85才を機に登録を返上致しました。

公務員を定年退職後、裁判所から調停委員を仰せつかり、司法書士の認定試験を受け、平成7年2月に認定を受けるとともに登録して仲間入りさせて戴きましたが、登記事務は全くの素人で先輩や法務局の方に迷惑をおかけしながら20年になっておりました。その間先輩には教えて戴くことに最後まで終始して大変お世話になり、本当に有り難うございました。

振り返ってみますと、登記事務の方は出来るだけ先輩の領域を侵さないようにしましたので、訴訟事務の方が多かったように思います。

特に印象深いのが、平成15年11月、地裁に訴えられた「建物賃貸借契約終了による原状回復費用等請求事件」に対して、「敷金等返還請求」の反訴をして、弁護士2名を相手に、月1回の口頭弁論期日に書類作成援助（答弁書、準備書面、証拠申請、証人尋問事項等）をして1年2カ月争い、「原告請求棄却・反訴勝訴」の勝訴判決を受け、一審で確定したことです。

勝訴した理由は相手の請求に対し、原状回復義務と自然損耗とを写真等の証拠を徹底的に駆使して区別し、支払義務がある金額と自然損耗で支払義務がない金額を明確にして相手の不当性を主張するとともに、反訴として、原告（賃貸人）の管理不足で給水施設や排水施設が故障したり詰まったりして生活に支障を来たし、やむなく被告（賃借人）が立替えた費用を損害として訴え、お互いの証拠の出し合いの中で、不用意に出した相手の証拠を、こちらも利用して有利な証拠としたりして徹底的に争い、原告から56万円余を支払わせる勝訴判決になったものです。

その他にも、右折のバスに直進バイクが衝突して、バイクの運転者が死亡した交通事故損害賠償請求事件で、原告の直進バイク運転者の遺族が訴え、被告バス会社から依頼された事件で、圧倒的に不利な右折バスの書類作成援助でしたが、バイクが暴走してきた違法行為を、刑事事件の確定記録から掘り出して大幅な速度超過を主張して争い、「過失割合が右折バス30に対し、直進バイク70になるから、自賠保険2000万円の範囲で賠償済につき、請求棄却」の判決（これは、控訴され過失割合が右折バスの方が増えたが、請求額が10分の1程度になり、原告の意図は潰した。）を受けた事件。その他破産、民事再生の申立、差押異議申立等、困っている方々の手助けに汗をかいたりして、少しは役立ったかなとあらためて感慨にふけています。

これからは、自らの余生を愉しもうと、ゴルフ、ボウリング等好きなスポーツで身体を維持し、

放送大学の全専攻の学士取得を目指していましたが、昨年3月、思わぬ不覚を取り頭部を負傷して6カ月の治療、療養を余儀なくされ、現在は全快したものの、体力の衰えが著しく、今はボウリング場通いで地域の方々と交流を愉しみながら大学の勉強を続けています。

現職司法書士の皆様には、今後種々複雑多様な世相を控え、仕事の厳しさを乗り越えて、信頼される街の法律実務家として地域に貢献され、益々のご活躍をお祈りいたしております。